

**緊急
告知**

消えません

カンタンには…

空気が乾燥しているときや風が強いときは、

焼却を行わない

必ず**消火**を確認してからその場を離れる

弘前地区消防事務組合



消防本部からのお知らせ

I 「焼却火（たき火）」による火災が増えています！

弘前地区消防事務組合管内では、令和5年は82件、令和6年は128件の火災が発生しています。両年とも、出火原因で一番多かったのは「焼却火（たき火）」となり、ここ数年、出火原因のトップとなっております。

これは、枯草や枝等の廃棄物を風が強く乾燥した日に焼却したため、強風にあおられ周囲の可燃物に着火したり、消火を確認せずにその場を離れたため燃え広がったというケースが多い状況となっております。

また、焼却の際の火災や煙により、死傷するケースも発生しています。

II 消防署への届出について

「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」は、「弘前地区消防事務組合火災予防条例」に基づき事前に消防署への届出が必要になります。（その行為をすることが急を要する場合には、電話等により届け出ることもできます。）

なお、この届出は、事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、届出を受理することにより他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

気象状況等により危険と判断される場合や煙、異臭等による苦情が寄せられた場合、煙等による交通障害が認められる場合など、火災予防上必要と認められるときは、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。

III 野外焼却は禁止されています！

野外で焼却する行為（野焼き）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止となっています。また、農業などを営むためにやむを得ず行う「例外的に認められる焼却」であっても、焼却する量、風向き、時間帯など最低限のマナーと周辺への配慮が必要です。詳しくはお住いの市町村の窓口へお問い合わせください。

IV やむを得ず焼却するときは、次の内容に注意しましょう！

- (1) 空気が乾燥しているときや風が強いときは、焼却を行わない。
- (2) 消火器、水バケツ、スコップ等の消火用具を用意して行う。
- (3) 燃やしている時は目を離さない。
- (4) 一度に多量の焼却は行わない。
- (5) 焼却後は、必ず消火を確認してからその場を離れる。
- (6) 衣服への着火や火傷に注意する。
- (7) 消火ができない場合は安全な場所に避難し、速やかに119番通報する。



火災予防にご協力をお願いします。